

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 6 月 9 日
【会社名】	株式会社 T B グループ
【英訳名】	TB GROUP INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 村田 三郎
【本店の所在の場所】	東京都文京区本郷三丁目26番 6 号
【電話番号】	03 - 5684 - 2321 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 布川 文保
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区本郷三丁目26番 6 号
【電話番号】	03 - 5684 - 2321 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 布川 文保
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 株式 110,500,000円 第 3 回新株予約権証券 2,099,500円 新株予約権証券の発行価格の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 112,599,500円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を償却した場合には、新株予約権証券の発行価格の総額に、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	850,000	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数100株

(注) 1. 本有価証券届出書による株式会社グローイングアップを割当予定先とする第三者割当による募集については、2026年6月9日開催の当社取締役会において発行を決議しております。

2. 振替機関の名称及び住所は下記の通りです
株式会社証券振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	850,000株	110,500,000	55,250,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株)	850,000株	110,500,000	55,250,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は55,250,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金	払込期日
130	65	100株	2026年6月26日	-	2026年6月26日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 申込み及び払込みの方法は、申込期間に後記払込取扱場所へ申し込みをし、発行価額の総額を下記払込取扱場所へ払い込むものとします。
4. 申込証拠金には、利息をつけません。
5. 上記株式を割り当てた者から申し込みがない場合は、本普通株式に係る割当は行われないこととなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社TBグループ 経営管理本部 総務人事部	東京都文京区本郷3丁目26-2 NREG 本郷三丁目ビル

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 池袋支店	東京都豊島区東池袋一丁目5番6号

3【株式の引受け】

該当事項はありません

4【新規発行新株予約権証券(第3回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

発行数	8,500個(新株予約権1個につき100株)
発行価格の総額	2,099,500円
発行価格	新株予約権1個につき247円(新株予約権の目的である株式1株あたり2.47円)
申込手数料	該当事項はありません
申込単位	1個
申込期間	2026年6月26日
申し込み証拠金	該当事項はありません
申込取扱場所	株式会社TBグループ 経営管理本部 総務人事部 東京都文京区本郷3丁目26-2 NREG 本郷三丁目ビル
払込期日	2026年6月26日
割当日	2026年6月26日
払込取扱場所	株式会社三菱UFJ銀行 池袋支店 東京都豊島区東池袋一丁目5番6号

- (注) 1. 本有価証券届出書による株式会社グローイングアップを割当予定先とする第三者割当による第3回新株予約権(以下、「本新株予約権」といい、本新株予約権の発行により資金調達を実施することを「本第三者割当増資」又は「本資金調達」といいます。)については、2026年6月9日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書による届出の効力発生後に割当予定先との間で本買取契約を締結し、申込期間内に上記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価格の総額を払い込むものとします。払込期日までに、割当予定先から申込みがなく、又は割当予定先との間で本買取契約を締結しない場合は、本新株予約権の第三者割当増資は行われなないこととなります。
3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
4. 新株予約権の目的である株式の振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(当社普通株式の内容は、完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は850,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。))は100株とする。)。ただし、本欄第2項及び第4項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が本表別欄「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、本表別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使等の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、金130円とする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数}}{\text{時価}} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。ただし、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行もしくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p>

株式分割により当社普通株式を発行する場合
調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合
調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 ないし の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 ないし にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を調整する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) その他

行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 本欄第3項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

	(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金112,599,500円 (注) すべての本新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額である。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、本新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、本表別欄「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	2026年6月26日から2028年6月28日までとする。ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 本新株予約権の行使請求受付場所 株式会社TBグループ 経営管理本部 総務人事部 東京都文京区本郷3丁目26-2 NREG 本郷三丁目ビル 2. 本新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 本新株予約権の払込取扱場所 三菱UFJ銀行 池袋支店 東京都豊島区東池袋一丁目5番6号
新株予約権の行使の条件	1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が、当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことは出来ない。 2. 各本新株予約権の一個未満の行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるものとする。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はない。

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が、吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、株式移転完全子会社となる株式移転、又は株式交付完全親会社の完全子会社となる株式交付（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社又は株式交付完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>新たに交付される新株予約権の数</p> <p>本新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類</p> <p>再編成対象会社の同種の株式とする。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の0.1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、取得条項、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の不発行並びに当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>別記「新株予約権の行使期間」欄、別記「新株予約権の行使の条件」欄、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄及び本欄、欄外「（注）3 本新株予約権証券の発行及び株式の交付方法」及び別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p>
---------------------------------	---

（注）1 本新株式及び本新株予約権の発行により、資金を調達しようとする理由

当社グループは、環境に優しいLEDサイネージの開発、電子レジスター、POSシステムの企画開発などを行う電子機器メーカーですが、近年においては、コロナショック以降の地方経済の低迷や、電子レジの主力顧客である中小飲食店の業績不振などにより、厳しい事業環境が続いてまいりました。

しかしながら前期（2026年3月期）は、景気回復によって拡大を始めた広告市場において、当社が開発した高精細型LEDサイネージビジョンを、屋内外両用製品として市場に投入し、売上利益が回復を見せました。また、これら高精細型LEDビジョンについては、有力企業とのタイアップなどによる営業戦略のダイナミックな改革を行ったことにより、今期はさらなる業績回復が期待されており、この分野に経営資源（人、モノ、資金）を投入したいと考えております。

また当社では、これら既存事業の他、地方創生・健康医療関連事業を推進し、新たな収益基盤を創出したと考えております。

近時、政府内における「地域未来戦略本部」の創設など、地方社会活性化の重要性が注目されるようになっておりますが、当社子会社のスマートヘルスネットでは、今後、地方創生をテーマとした、産官学の連携に積極的に参画し、AIを活用した、地方における若者のデジタル人材開発、高齢者向けの医療・介護サービスの充実、及び地方のIP活用による収益化、などをテーマとした事業プラットフォームを立ち上げて参ります。この事業においては、NPO法人日本ジオパークやRPG「竜宮国」プロジェクトを推進する株式会社JPユニバースと連携し、事業展開を行う予定です。

また、地方における健康年齢の長期化や幼児・児童教育は、地域社会において常に重要性が高い課題ですが、当社グループではこの分野に関連し、教育型ダンススクールを展開するJDAC（ダンス教育振興連盟）と提携し、関東・関西・九州圏において、スクール展開を行って参ります。

2008年に、ダンスが小学校の授業における必修科目となり、さらに2012年には中学1.2年の必修科目になって以来、学校教育におけるダンスの必要性・有効性には大きな注目がされてきました。こうした背景を受け、JDACでは2022年から教育型ダンススクールの展開を開始し、現在では全国で50校以上のスクールを展開し、成長をしております。当社では、2025年年初より、当該事業に注目し、事業参入についての検討を行って参りました。ダンススクール事業については、現在のスクール事業の成長に加え、今後は「療育分野」における将来性が高いこと、成人、インバウンドなどの需要を開拓できる可能性があることなどから、今期より、スクール運営事業に参入することといたしました。

これらの目的及び見通しにより、今回の資金調達が必要と判断いたしました。

(注) 療育とは、発達に気になるところや特性がある子供に対して、言葉・行動・社会性など生活に必要な力を育てる支援をすること。近年、ダンスが療育に効果的であるという意見が見られ、注目されています。

<本資金調達の方法を選定した理由>

当社は、上記<募集の目的>に記載した通り、既存事業の一分野への資源集中を行い、かつ、新たな収益基盤の構築を図るため、資金調達の方法について、検討をしております。

資金調達の手法として、負債性資金の調達がありますが、当社の財務体質の強化と中長期的な資金の必要性から、金融機関等からの借入による調達よりも、株式による資本性の資金調達が必要と判断しました。次に、資本性の資金調達として公募増資、株主割当増資、ライツオフリングという方法が考えられますが、いずれの方法も、第三者割当増資に比べ、調達に要するコストが高いこと、調達の成否についての不確実性が高いことなどから、現時点での当社の資金調達には適していないと判断しました。

これらの検討の後、第三者割当による新株式発行と新株予約権の発行を、調達手段の候補として引受予定先と協議をしております。

引受予定先は、当社の過去の業績において営業赤字、経常赤字が継続的であることと、引受予定先の財務状況からも、総額を一度に投資することは難しく、総額の一部を新株予約権の発行によることを希望いたしました。当社としては、財務体質の強化を図ると同時に事業成長の為の一定額を確実に調達することが重要であります。引受予定先の要請も考慮し、両者による協議の上、引受予定先が、投資金の一部については、段階的に当社への投資を実行できるよう、新株式の発行と新株予約権の発行を同時に行うことといたしました。

当社としては、今回の調達額全体の一定額を新株発行により確実に調達できること、また、調達の一部を新株予約権とすることで、希薄化の進展が段階的になるというメリットもあることから、当社としては、今回、第三者割当による新株発行と新株予約権の同時発行の方法を採用することと致しました。

<本新株予約権の特徴>

(本新株予約権のメリット)

行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮等の点で懸念が示される価格修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されております。発行当初から行使価額130円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。

また、本新株予約権の対象株式数も発行当初から発行要項に示される株式数で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

取得条項

本新株予約権は、当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、14営業日前までに本新株予約権者に通知することによって残存する新株予約権の全部または一部を本新株予約権のそれぞれの発行価額相当額で取得することができる設計となっております。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合など、本新株予約権を取得することにより、希薄化の防止や資本政策の柔軟性が確保できます。

譲渡制限

本新株予約権は、会社法第236条第1項第6号に定める新株予約権の譲渡制限はありませんが、本割当契約における制限として、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。また、割当予定先が、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で譲渡制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとします。

なお、当社は、割当予定先は引受後に譲渡を行う意思がないことを割当予定先より口頭にて確認しておりますが、本新株予約権の全部又は一部を譲渡する場合には、当社取締役会における承認の前に、譲受人の本人確認、反社会的勢力と関わりがないことの確認、行使に係る払込原資の確認、本新株予約権の保有方針の確認を行い、本割当契約に係る行使制限等の権利義務について譲受人が引継ぐことを条件に、承認の可否を判断する予定です。また、当社取締役会において本新株予約権の譲渡を承認した場合には、当該内容を開示いたします。

(本新株予約権のデメリット)

資金調達ができない可能性

本新株予約権の行使価額は発行決議日の直前取引日時時点の株価を基準として、130円に設定されているため、株価水準によっては権利行使が行われず、資金調達ができない可能性があります。

既存株式の希薄化が生じる可能性

本新株予約権の行使が進んだ場合、850,000株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じることになります。

2. 本新株予約権の行使の方法及び効力発生

- (1) 本新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込み取扱い場所」を宛先として、行使請求に必要な全事項をFAX、電子メールまたは当社及び当該行使請求を行う、本新株予約権者が合意する方法により通知することとします。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額の全額を現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込み取扱い場所」欄記載の行使請求受付場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 本新株予約権の行使請求は、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込み取扱い場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額の全額が、前号に定める口座に入金された日に効力が発生します。

3. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに、社債・株式等の振替に関する法律およびその他の関係法令に基づき、振替機関に対し、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規登録情報を通知する。

4. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる証券を発行しない。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
223,099,500	8,442,985	214,656,515

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の払込み金額(110,500,000円)本新株予約権の払込み金額の総額(2,099,500円)に、本新株予約権行使の際に出資される財産の額(110,500,000円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 3. 発行諸費用の概算額の内訳は、登記費用及び登録免許税1,000,000円、調査費用750,000円及びFA費用6,692,985円であります。
 4. FA費用については、調達金額の3%を当社FAに支払う契約となっております。当社FAは、株式会社アイエヌエイチ(東京都台東区浅草橋2-6-2 代表取締役石塚和美)を選定しております。株式会社アイエヌエイチの石塚社長は、JDAC久岡代表にご紹介を受けており、他社の第三者割当増資に実績があり、本新株発行においても、適切なアドバイスを受けられる先として、選定をしました。
 5. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、上記払込金額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額は減少致します。

（２）【手取金の使途】

上記の差引手取概算額214,656,515円の使途につきましては、次のとおり予定しております。

また、調達資金を具体的な使途に充当するまでは、銀行口座にて管理することといたします。

<本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途>

	具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
	運転資金	77	2026年6月～2026年7月
	地方創生・健康医療関連事業	25	2026年6月～2026年12月
	合計額	102	

<本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途>

	具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
	運転資金	87	2026年8月～2026年12月
	地方創生・健康医療関連事業	25	2026年7月～2026年11月
	合計額	112	

上記及びの資金使途に、支出予定時期のとおりそれぞれ充当する予定です。また、現時点における優先順位の順に記載しておりますが、事業環境や資金需要の状況に応じて、地方創生・健康医療関連事業に充当する場合がございます。

上記表中に記載した資金使途に係る詳細は以下のとおりです。

本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途

運転資金

本資金調達により調達する資金のうち77百万円については、当社単体における運転資金に充当する予定であります。

具体的には、当社は、従来の法人向け大型サイネージに加え、屋内向けサイネージ事業の拡大に向けた事業開発を進め、新規法人顧客の獲得による販売拡大を図っております。また、大手企業が撤退したガチャレジ（会計機能に特化した低コストレジ）領域に向けた新商品の早期市場投入を予定しております。当該事業の推進により、事業活動の継続及び財務基盤の安定化を目的としておりますが、事業運営に不可欠な人件費・家賃・事業活動等の固定費が毎月一定額発生しております。一方で、売上の回収は一定のサイトを伴うため、固定費の支払が売上回収より先行して発生する構造となっております。このタイムラグにより、資金繰りが圧迫される状況が生じていることから、調達資金による補填を行い、安定的な事業継続を図るため、当社単体における販売管理費等の手元運転資金として49百万円、当社では、前期より推進している自社広告型DOOH事業（屋外LEDビジョン）が好調に推移していること、さらに、屋内利用向けのLEDビジョンに対する需要が伸び始めていることから、これらの需要に対応する為、商材の仕入れ資金を28百万円としております。

地方創生・健康医療関連事業

当社では、当社子会社のスマートヘルスネット注力事業として、地方創生・健康医療関連事業を推進いたします。地方における健康年齢の長期化や幼児・児童教育は、地域社会において常に重要性が高い課題ですが、当社グループではこの分野に関連し、教育型ダンススクールを展開するJDAC（ダンス教育振興連盟）と提携し、関東・関西・九州圏において、スクール展開を行って参ります。2008年に、ダンスが小学校の授業における必修科目となり、さらに2012年には中学校1.2年の必修科目になって以来、学校教育におけるダンスの必要性・有効性には大きな注目がされてきました。こうした背景を受け、JDACでは2022年から教育型ダンススクールの展開を開始し、現在では全国で50校以上のスクールを展開し、成長をしております。当社では、2025年年初より、当該事業に注目し、事業参入についての検討を行って参りました。ダンススクール事業については、現在のスクール事業の成長に加え、今後は「療育分野」における将来性が高いこと、成人、インバウンドなどの需要を開拓できる可能性があることなどから、今期より、スクール運営事業に参入することといたしました。当該事業においては、2026年12月までに2校のスクール開校を目指して参ります。また、東京証券取引所には、新たな事業開始に関する適時開示書類「株式会社スマートヘルスネットの新たな事業の開始に関するお知らせ」を本日付で開示しておりますので、併せてご参照ください。

これら、教育型ダンススクール開校費用として25百万円を投入いたします。

本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途は以下のとおりです。

運転資金

本資金調達により調達する資金のうち87百万円については、当社単体における運転資金に充当する予定であります。

当社は本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途、T Bグループ当社単体の運転資金に記載のとおり、法人向け大型サイネージに加え、屋内向けサイネージ事業の拡大に向けた事業開発を進め、新規法人顧客の獲得による販売拡大を図る為の当社単体における販売管理費等の手元運転資金として51百万円、当社では、前期より推進している自社広告型DOOH事業(屋外LEDビジョン)が好調に推移していること、さらに、屋内利用向けのLEDビジョンに対する需要が伸び始めていることから、これらの需要に対応する為、商材の仕入れ資金を36百万円としております。

地方創生・健康医療関連事業

当社では、今期以降の注力事業として、地方創生・健康医療関連事業を推進いたします。近時、政府内における「地域未来戦略本部」の創設など、地方社会活性化の重要性が注目されるようになっておりますが、当社子会社のスマートヘルスネットでは、産官学の連携に参画し、AIを活用した地方における若者のデジタル人材開発、高齢者向けの医療・介護サービスの充実、及び地方のIP活用による収益化、などをテーマとした事業プラットフォームを立ち上げて参ります。この事業においては、NPO法人日本ジオパークや、RPG「竜宮国」プロジェクトを推進する株式会社JPユニバースと連携し、事業展開を行う予定です。

これら、地方創生事業の展開を行う連結子会社スマートヘルスネットの運転資金である人件費として25百万円を投入いたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社グローイングアップ
	本店の所在地	神奈川県川崎市幸区柳町55-3
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長中田覚史
	資本金	700万円
	事業の内容	介護事業・ダンススクール運営
	主たる出資者及びその出資比率	中田覚史100%
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	割当予定先である株式会社グローイングアップ社は、当社に対し運転資金として1億円の貸付を行っています。当該借入金の利率は年3%、返済期限は2027年4月30日であり、一般的な取引条件と同等の条件で締結されています。
	技術または取引等関係	該当事項はありません。

(注) 「割当先の概要」欄、「提出者と割当予定先との関係」欄は、別途時点を記載していない限り、本届け出書提出日現在におけるものであります。

c. 割当予定先の選定理由

<株式会社グローイングアップ>

当社では、JDAC(ダンス教育振興連盟)との間で教育型ダンススクール事業への進出を検討しておりましたが、生徒が集まりやすい場所の確保が出来つつあること、ダンススクール事業において、「療育」を兼ねた次の展開が見え始めたことなどから、今期、正式な場所(物件)が決定次第、同事業に参入することと致しました。

また、当社では、当該事業への参入に当たり、必要資金の調達を同時に検討しておりましたところ、当該事業のFC本部であるJDAC(ダンス教育振興連盟)代表久岡和也氏より、本年3月中旬に今回の資金調達の引受先候補としてグローイングアップ社中田社長をご紹介いただきました

グローイングアップ社とは、現在の取引関係はありませんが、同社はすでにJDACのフランチャイジーとして、東京・神奈川・大阪において、教育型ダンススクールを展開しており、当社が今後、関東地域においてスクール展開を拡大する場合には、物件紹介などアドバイスを頂くことを期待しております。上記のように、グローイングアップ社には、当社の同事業参入のご支援をして頂くことから、引受先として適していると判断しております。

d. 割り当てようとする株式の数

割当予定先	割当株式数(当社普通株式)
株式会社グローイングアップ	普通株式 850,000株
	新株予約権 8,500個 (その目的となる株式 850,000株)

e. 株券等の保有方針

本株式及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式について、グローイングアップ社からは、純投資の目的と聞いており、継続保有及び預託の取り決めはありません。同社には、不動産情報などを通じて、今後のダンススクール候補地のご紹介をしていただく可能性があります。当社はダンススクール事業全体における中期的な連携先としては、グローイングアップ社をご紹介頂いたJDAC(ダンス教育振興連盟)との協業を検討しております。また、グローイングアップ社中田社長より、同社としては、当社の中期的な成長に期待を頂いておりますが、株価の情勢によって、本新株及び本新株予約権の行使によって取得する当社普通株式については、適宜、売却をされる予定と、当社経営管理本部長の布川氏が口頭で確認しております。また、売却につきましては、株価に大きな影響を与えないよう、タイミングを見ながら、徐々に売却をしていく方針と聞いております。

また、割当予定先が、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で譲渡制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとします。

なお、当社は、割当予定先は引受後に譲渡を行う意思がないことを割当予定先より口頭にて確認しておりますが、本新株予約権の全部又は一部を譲渡する場合には、当社取締役会における承認の前に、譲受人の本人確認、反社会的勢力と関わりがないことの確認、行使に係る払込原資の確認、本新株予約権の保有方針の確認を行い、当社が割当予定先との間で契約する取得等の権利義務についても譲受人が引継ぐことを条件に、承認の可否を判断する予定です。また、当社取締役会において本新株予約権の譲渡を承認した場合には、当該内容を開示いたします。

また、当社は、割当予定先から、払込期日から2年間に於いて、割当予定先が本第三者割当により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由並びに譲渡の方法等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に書面により報告すること、当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することについて、割当予定先から払込期日までに確約書を取得する予定であります。

f. 払込みに要する資金等の状況

本新株式及び本新株予約権の払込み資金については、同社代表取締役である中田覚史氏との金銭消費貸借契約(返済期限2年)に基づく、グローイングアップ社の借入1億200万円(貸主は中田氏 返済期日 2028年5月12日1億円、2028年6月2日 200万円)にて充当する予定と聞いております。当社は、グローイングアップ社より、2026年6月4日現在の預金残高の通帳写しを提出いただいております。当該預金残高を確認した結果、当社が同社から2026年5月15日に運転資金として借入金1億円(返済期日2027年4月30日)を借り入れたことに伴い、本新株式及び本新株予約権発行引受のための原資は確保されておりましたが、当該借入金1億円について、本第三者割当決議の際には、期限前に当社が返済しその返済資金を払込資金に充当する旨の確認を得ております。

その結果、払込期日において、本新株式、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込みに要する資金は十分であると判断しております。なお、グローイングアップ社から取得した資金残高の写しにおいては、本新株予約権の行使にあたって必要となる資金の総額には満たないものの、当社が借入金を返済することと、本新株予約権を行使して取得した本新株を売却し、売却で得た資金を本新株予約権の行使に充てるという行為を繰り返すことを予定していることをグローイングアップ社中田社長より確約を頂いております。

したがって、本新株予約権の発行に係る払込み及び本新株予約権の行使に要する資金の確保状況について問題はないものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

当社は、グローイングアップ社より、反社会勢力との関係が無い旨の確認書を提出いただくと同時に、インターネット検索を行い、グローイングアップ社と反社会勢力との関係を示す情報が無いことを確認いたしました。その結果、同社及び同社役員について、反社会勢力との関与を疑われる情報は見られませんでした。また、リスクプロ株式会社(東京都千代田区九段南二丁目3番14号 靖国九段南ビル2F 代表者小坂橋仁)より調査報告書を入手し、それらの結果、グローイングアップ社及びその関係先が反社会勢力と一切関係していないと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株式並びに本新株予約権は、会社法第236条第1項第6号に定める新株予約権の情音制限はありませんが、本割当契約における制限として、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。なお、当社は、割当予定先は引受後に譲渡を行う意思がないことを割当予定先より口頭で確認しておりますが、本新株予約権の全部または一部を譲渡する場合には、当社取締役会における承認の前に、譲受人の本人確認、反社会勢力と関わりが無いことの確認、行使に係る払込み原資の確認、本新株予約権の保有方針の確認を行い、本割当契約に係る行使制限等の権利義務について譲受人が引継ぐことを条件に、承認の可否を判断する予定です。また、当社取締役会において、本新株予約権の譲渡を承認した場合には、当該内容を開示いたします。

3【発行条件に関する事項】

a. 本新株

本第三者割当増資における新株式の払込金額130円につきましては、本株式の発行に係る取締役会決議の前営業日に東京証券取引所が公表した終値に91.55(ディスカウント率8.45%)を乗じた価格となっております。

本新株式の発行価額は、本新株式の発行に係る取締役会決議日の前営業日(2026年6月8日)直前1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値である131.43円(小数点第3位以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様に計算しております。)に対して1.09%のディスカウント(小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率又はプレミアム率の数値の計算について同様に計算しております。)、同直前3ヶ月間の終値単純平均値

である131.16円に対しては0.89%のディスカウント、同直前6ヶ月間の終値単純平均値である129.09円に対して0.70%下回る金額です。

上記発行価額は、直近の市場価額に基づくものが合理的であると判断したこと及び、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(2010年4月1日付以下、「日証協指針」といいます。)によると、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額(直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直近日の価額)を基準として決定することとされているため、本件第三者割当の発行価額を決定する際にも、本件第三者割当に係る取締役会決議の直前営業日の終値を基準といたしました。

また、発行価額のディスカウント率を8.45%とした経緯としましては、直近の当社株価の変動性が大きく(6月5日+29.51%、6月8日-10.13%)、割当予定先の要請で、本新株式の発行に係る取締役会決議日の前営業日(2026年6月8日)の直前1か月平均(131.43円)、同直前3か月平均(131.16円)、同直前6か月平均(129.09円)の価格を参考に、直前日終値に対するディスカウント率を設定したことによります。当社としましては、引受先の意向を受け、取締役会直前日の終値に対して、日証協指針に準拠する10%のディスカウントを超えない範囲で、平均価格を参考に価格を決定することとし、その結果、当該1か月、3ヶ月、6ヶ月平均価格の単純平均は130.56円であることから、小数点以下を切り捨て、引受価格を130円とし、本株式の発行に係る取締役会決議の前営業日に東京証券取引所が公表した終値(142円)に91.55(ディスカウント率8.45%)を乗じた価格となりました。

以上のことから、当社取締役会においては、今回の資金調達目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、本新株式の発行価格は、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。なお、ディスカウント率についても、日証協指針に基づき、有利発行に該当しない範囲内であるため合理的かつ適法であると当社取締役会において判断しております。

また、2026年6月9日(火)開催の当社取締役会にて、監査役は、本新株の発行価格は、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、さらに上記算定根拠に照らして検討した結果、特に有利な発行価額には該当しない旨を表明しております。

b. 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を、当社及び割当予定先との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である茄子評価株式会社(東京都港区麻布十番一丁目2-7-701 代表者: 那須川進一)に依頼しました。当該算定機関は、新株予約権の評価に関して高い専門性と豊富な実績を有していることから、新株予約権の評価手法にも精通していると判断し、算定機関として選定しております。なお、当該機関と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。当該機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しております。

また、当該機関は、評価基準日(2026年6月8日)の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮し、一定の前提(当社の株価(142円)、行使価額(130円)、配当利回り(0.0%)、無リスク利率(1.41%)、当社の株価変動性(4.32%)及び市場出来高を想定して評価を実施しております。当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理な点は無く、公正価値の算定結果は妥当であると判断いたしました。そこで当社は、当該機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、今回本新株予約権1個当たりの払込金額を当該評価額と同額である247円としました。

また、当社は、当該算定機関による算定結果について、市場慣行に沿った一般的な方法で行われた結果であり、合理的かつ公正な価格と考えているので、当該評価結果と同額で決定されている本新株予約権の払込み金額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価格であると判断いたしました。

本新株予約権の行使価格は、本新株予約権に関する取締役会決議日の直前営業日(2026年6月8日)の終値に対して8.45%下回る価格であり、同直前1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値である131.43円(小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様に計算しております。)に対して1.09%のディスカウント(小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率又はプレミアム率の数値の計算について同様に計算しております。)、同直前3ヶ月間の終値単純平均値である131.16円に対しては0.89%のディスカウント、同直前6ヶ月間の終値単純平均値である129.09円に対して0.70%上回る金額です。

本新株予約権の行使価格を取締役会決議日の直前取引日の株式会社東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値を基準値として算定したのは、当社としては、直前取引日の株価終値が当社の企業価値を反映しているものと判断したことによります。

また、本新株予約権の行使価格において、直前営業日の価格に対してディスカウント率を8.45%としましたのは、本新株式の発行価格と同様、当社株式の価格が直近において大きく変動していることから、引受予定先の要請により、行使価格の決定を、本新株予約権の発行決議に係る取締役会直前日の終値を基準とすることに加え、同取締役会の直前1か月間の終値平均、直前3か月間の終値平均、直前6か月間の終値平均を参考としたディスカウント

率を定めることとし、それらの平均価格である130.56円の小数点以下を切り捨てた130円を行使価格としたディスカウント率を決めたことによります。

当社取締役会では、本新株予約権の行使価格は、当社の業績及び新規事業の不確実性を含む信用リスク、直近の当社株価の高い変動性に伴う引受予定先が負うリスクという観点から、ディスカウント率の合理性について十分な検討がなされており、上記のディスカウント率とすることについても合理性が認められると判断いたしました。

また、2026年6月9日(火)開催の当社取締役会にて、当社監査役3名全員(うち2名が社外監査役)は、上記算定根拠に照らして検討した結果、特に有利な発行価額には該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められず、適法である旨の見解を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により発行される新株式発行数及び新株予約権の発行にかかる潜在株式数は、各々850,000株(議決権数各々8,500個)であり、本第三者割当増資前(2026年3月31日現在)の発行株式総数13,996,942株(議決権数139,670個)に対する比率は、各々6.07%(議決権比率各々6.09%)となり、合計では12.15%(議決権比率12.17%)となります。

しかしながら、前記「第1[募集要項]4[新規発行による手取金の使途](2)[手取金の使途]」に記載しましたとおり、本第三者割当増資において調達する資金は、事業継続に必要な額に加え、安定した事業利益創出の為に最低必要減の資本調達であることから、既存株主に与える影響についても、中長期的な企業価値及び財務健全性の向上による効果が、短期的な希薄化の影響を上回るものであると判断しております。

また、本第三者割当増資による新株式の発行に伴う発行済株式総数に対する希薄化の割合は、株式会社東京証券取引所が定める上場規程に照らしても、市場の公正性を損なう水準には該当しない範囲にとどまっております。さらに、割当予定先は、当社の経営方針及び財務戦略について十分な理解を有し、当社株式を中長期的に保有する意向を示していることから、短期的な市場への株式流出による株価への影響も限定的であると考えております。

以上の理由から、本第三者割当増資における発行数量及び株式の希薄化の規模は、本資金調達の目的、必要性及び相当性に照らし、合理的な範囲内であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
株式会社グローイングアップ	神奈川県川崎市幸区柳町55-3	-	-	1,700	10.85
村田三郎	大阪府堺市東区	1,491	10.68	1,491	9.52
株行会社ホスピタルネット	大阪府大阪市北区西天満4丁目8-17	823	5.90	823	5.26
株式会社ビッグサンズ	大阪府大阪市北区西天満4丁目8-17	705	5.05	705	4.51
原信夫	大阪府大阪市中央区	532	3.81	532	3.40
楽天証券株式会社	東京都港区青山2丁目6番21号	313	2.25	313	2.00
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	265	1.90	265	1.69
久原須美代	三重県四日市市	222	1.59	222	1.42
北浜IRファンド第3号事業投資 有限責任組合	大阪府大阪市城東区鴨野西5丁目17-12	200	1.43	200	1.28
木村敏数		196	1.40	196	1.25
計		4,750	33.98	6,449	41.17

(注) 1. 2026年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。持株比率は自己株式を控除して算出しております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本第三者割当増資による異動(本新株予約権が全て行使された前提)を反映しております。
3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点第三位以下を四捨五入しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第91期、提出日2025年6月30日)及び半期報告書(第92期中、提出日2025年11月10日)(以下「有価証券報告書等」といいます。)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2026年6月9日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2026年6月9日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2. 最近の業績の概要について

2026年5月15日に開示いたしました「2026年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」に掲載されている第92期(自2025年4月1日至2026年3月31日)連結会計年度の連結財務諸表は、以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	256,766	262,725
受取手形、売掛金及び契約資産	300,819	297,949
商品及び製品	327,696	350,449
原材料及び貯蔵品	196,954	143,926
その他	77,038	81,631
貸倒引当金	12,831	7,120
流動資産合計	1,146,445	1,129,562
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	364,959	354,348
減価償却累計額	332,648	330,726
建物及び構築物(純額)	32,310	23,621
機械装置及び運搬具	20,198	19,036
減価償却累計額	20,030	19,028
機械装置及び運搬具(純額)	167	8
工具、器具及び備品	298,181	295,424
減価償却累計額	278,244	275,436
工具、器具及び備品(純額)	19,937	19,987
賃貸資産	186,142	135,690
減価償却累計額	185,641	135,690
賃貸資産(純額)	501	0
土地	33,794	16,798
リース資産	7,032	7,032
減価償却累計額	820	2,226
リース資産(純額)	6,211	4,805
有形固定資産合計	92,923	65,222
無形固定資産		
その他	21,647	22,224
無形固定資産合計	21,647	22,224
投資その他の資産		
投資有価証券	232,446	90,612
差入保証金	97,858	98,858
破産更生債権等	134,427	-
その他	45,573	47,792
貸倒引当金	209,112	74,685
投資その他の資産合計	301,193	162,579
固定資産合計	415,764	250,025
資産合計	1,562,209	1,379,588

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	84,821	152,328
短期借入金	302,558	218,870
1年内返済予定の長期借入金	29,688	42,552
未払費用	88,375	83,173
未払法人税等	16,901	13,608
未払消費税等	30,518	17,931
賞与引当金	25,983	16,476
その他	56,546	73,661
流動負債合計	635,394	618,601
固定負債		
長期借入金	214,038	171,486
繰延税金負債	429	1,326
退職給付に係る負債	76,066	80,665
その他	31,763	27,899
固定負債合計	322,297	281,377
負債合計	957,691	899,978
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,057,959	1,057,959
資本剰余金	625,048	625,048
利益剰余金	1,018,065	1,196,913
自己株式	59,081	9,366
株主資本合計	605,861	476,728
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,342	2,881
その他の包括利益累計額合計	1,342	2,881
純資産合計	604,518	479,609
負債純資産合計	1,562,209	1,379,588

(2) 連結損益計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
売上高	2,329,863	2,460,693
売上原価	993,228	1,075,686
売上総利益	1,336,634	1,385,006
販売費及び一般管理費	1,533,013	1,468,006
営業損失()	196,379	83,000
営業外収益		
受取利息	38	176
受取配当金	95	88
受取手数料	456	1,291
為替差益	3,111	-
貸倒引当金戻入額	-	8,438
持分法による投資利益	14,769	1,503
その他	1,488	5,731
営業外収益合計	19,960	17,229
営業外費用		
支払利息	6,476	11,089
支払手数料	3,110	-
為替差損	-	4,260
その他	708	981
営業外費用合計	10,294	16,331
経常損失()	186,713	82,101
特別利益		
固定資産売却益	18	-
投資有価証券売却益	952	-
受取保険金	4,000	-
事業譲渡益	-	30,466
特別利益合計	4,970	30,466
特別損失		
投資有価証券評価損	-	108,057
減損損失	-	25,631
その他	-	21
特別損失合計	-	133,709
税金等調整前当期純損失()	181,743	185,345
法人税、住民税及び事業税	12,257	9,721
法人税等合計	12,257	9,721
当期純損失()	194,000	195,067
非支配株主に帰属する当期純損失()	501	-
親会社株主に帰属する当期純損失()	193,499	195,067

(2) 連結包括利益計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純損失()	194,000	195,067
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	128	1,947
持分法適用会社に対する持分相当額	-	2,276
その他の包括利益合計	128	4,224
包括利益	194,129	190,843
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	193,627	190,843
非支配株主に係る包括利益	501	-

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,057,959	625,048	824,566	59,063	799,378
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失()			193,499		193,499
自己株式の取得				18	18
持分法適用会社の減少に伴う利益剰余金増加高			-		-
持分法適用会社の減少に伴う自己株式の減少高				-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	193,499	18	193,517
当期末残高	1,057,959	625,048	1,018,065	59,081	605,861

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,214	1,214	501	798,665
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純損失()				193,499
自己株式の取得				18
持分法適用会社の減少に伴う利益剰余金増加高				-
持分法適用会社の減少に伴う自己株式の減少高				-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	128	128	501	629
当期変動額合計	128	128	501	194,147
当期末残高	1,342	1,342	-	604,518

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,057,959	625,048	1,018,065	59,081	605,861
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失()			195,067		195,067
自己株式の取得				14	14
持分法適用会社の減少に伴う利益剰余金増加高			16,219		16,219
持分法適用会社の減少に伴う自己株式の減少高				49,729	49,729
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	178,848	49,715	129,132
当期末残高	1,057,959	625,048	1,196,913	9,366	476,728

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,342	1,342	-	604,518
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純損失()				195,067
自己株式の取得				14
持分法適用会社の減少に伴う利益剰余金増加高				16,219
持分法適用会社の減少に伴う自己株式の減少高				49,729
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,224	4,224		4,224
当期変動額合計	4,224	4,224	-	124,908
当期末残高	2,881	2,881	-	479,609

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	181,743	185,345
減価償却費	30,703	21,883
減損損失	-	25,631
貸倒引当金の増減額(は減少)	2,282	140,137
賞与引当金の増減額(は減少)	8,385	9,506
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	6,281	4,599
受取利息及び受取配当金	134	264
支払利息	6,476	11,089
為替差損益(は益)	166	52
持分法による投資損益(は益)	14,769	1,503
有形固定資産売却損益(は益)	18	-
有形固定資産除却損	15	21
棚卸資産除却損	12,342	9,862
棚卸資産評価損	4,753	8,286
事業譲渡損益(は益)	-	30,466
投資有価証券売却損益(は益)	952	-
投資有価証券評価損益(は益)	-	108,057
売上債権の増減額(は増加)	49,433	12,651
棚卸資産の増減額(は増加)	26,901	12,125
仕入債務の増減額(は減少)	49,576	62,853
未払消費税等の増減額(は減少)	6,709	12,587
未払費用の増減額(は減少)	2,502	4,869
その他の流動資産の増減額(は増加)	4,142	238
その他の流動負債の増減額(は減少)	14,134	1,249
破産更生債権等の増減額(は増加)	-	134,427
その他	5,326	244
小計	218,048	27,521
利息及び配当金の受取額	489	264
利息の支払額	7,397	10,213
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	15,004	9,655
営業活動によるキャッシュ・フロー	239,960	7,916
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	0	1
定期預金の払戻による収入	-	2,001
投資有価証券の売却による収入	2,161	106,350
有形固定資産の取得による支出	12,678	14,029
有形固定資産の売却による収入	18	-
無形固定資産の取得による支出	3,980	6,310
事業譲渡による収入	-	30,466
差入保証金の差入による支出	15	1,878
差入保証金の回収による収入	10	805
その他	2,545	2,475
投資活動によるキャッシュ・フロー	17,030	114,928
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	202,558	83,688
長期借入れによる収入	45,000	-
長期借入金の返済による支出	58,964	29,688
自己株式の取得による支出	18	14
リース債務の返済による支出	902	1,547
財務活動によるキャッシュ・フロー	187,673	114,938
現金及び現金同等物に係る換算差額	166	52
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	69,150	7,959
現金及び現金同等物の期首残高	323,917	254,766
現金及び現金同等物の期末残高	254,766	262,725

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(会計方針の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(セグメント情報等の注記)

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、本社に事業部門を統括する事業統括本部を置き、各事業部門は取り扱う製品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、事業部門を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、「LED&ECO事業」、「SA機器事業」の2つを報告セグメントとしております。

「LED&ECO事業」は、デジタルサイネージ・LED表示機・LEDイルミ/ECO事業の企画・販売及び広告事業をしております。

「SA機器事業」は、POSシステム・電子レジスター及び周辺機器・電子マネー関連機器、有料放送サービス、カプセル型宿泊施設向け製品、宿泊施設の運営、医療・健康分野関連への商材等の企画・製造・販売をしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成において採用している会計処理の方法と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報
前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計
	LED&EC O事業	SA機器事業	計		
売上高					
顧客との契約から生じる収益	1,393,209	927,515	2,320,725	-	2,320,725
その他の収益(注)2	-	-	-	9,138	9,138
外部顧客への売上高	1,393,209	927,515	2,320,725	9,138	2,329,863
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	16,106	16,106
計	1,393,209	927,515	2,320,725	25,245	2,345,970
セグメント利益又は損失 ()	3,168	198,704	195,536	842	196,379
セグメント資産	824,096	520,706	1,344,802	3,839	1,348,642
その他の項目					
減価償却費	18,398	12,304	30,703	-	30,703
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	14,575	9,115	23,690	-	23,690

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ビル等の賃貸及び販売事業を含んでおります。

2. その他の収益は、不動産賃貸収入であります。

3. 当社グループでは、負債は報告セグメント別に配分していないため、開示を省略しております。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計
	L E D & E C O事業	S A 機器事業	計		
売上高					
顧客との契約から生じる収益	1,554,677	896,963	2,451,640	-	2,451,640
その他の収益(注)2	-	-	-	9,052	9,052
外部顧客への売上高	1,554,677	896,963	2,451,640	9,052	2,460,693
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	15,892	15,892
計	1,554,677	896,963	2,451,640	24,945	2,476,585
セグメント利益又は損失 ()	62,994	145,195	82,201	798	83,000
セグメント資産	857,955	454,894	1,312,850	3,832	1,316,683
その他の項目					
減価償却費	13,392	8,491	21,883	-	21,883
減損損失	17,413	8,217	25,631	-	25,631
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	14,242	6,096	20,339	-	20,339

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ビル等の賃貸及び販売事業を含んでおります。

2. その他の収益は、不動産賃貸収入であります。

3. 当社グループでは、負債は報告セグメント別に配分していないため、開示を省略しております。

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	2,320,725	2,451,640
「その他」の区分の売上高	25,245	24,945
セグメント間取引消去	16,106	15,892
連結財務諸表の売上高	2,329,863	2,460,693

(単位:千円)

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	195,536	82,201
「その他」の区分の損失()	842	798
連結財務諸表の営業損失()	196,379	83,000

(単位:千円)

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	1,344,802	1,312,850
「その他」の区分の資産	3,839	3,832
全社資産(注)	213,567	62,905
連結財務諸表の資産合計	1,562,209	1,379,588

(注) 全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金、投資有価証券等であります。

(単位:千円)

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費	30,703	21,883	-	-	-	-	30,703	21,883
減損損失	-	25,631	-	-	-	-	-	25,631
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	23,690	20,339	-	-	-	-	23,690	20,339

(1株当たり情報の注記)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	44.20円	34.31円
1株当たり当期純損失()	14.15円	14.03円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	193,499	195,067
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	193,499	195,067
期中平均株式数(千株)	13,678	13,903
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象の注記)

当社は、2026年5月15日開催の取締役会決議に基づき、今後の運転資金の確保を目的として100,000千円の借入を実行いたしました。

- | | |
|------------|--|
| (1) 資金使途 | 運転資金 |
| (2) 借入先 | 株式会社グローイングアップ |
| (3) 借入金額 | 100,000千円 |
| (4) 借入金利 | 固定金利 3% |
| (5) 借入実行日 | 2026年5月15日 |
| (6) 借入期間 | 1年 |
| (7) 担保提供資産 | 無担保 |
| (8) 保証の内容 | 100,000千円について、当社代表取締役会長兼社長 村田三郎による連帯保証 |

3. 臨時報告書の提出

当社は、下記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第47期)提出日(2025年6月30日)以降、本有価証券届出書提出日(2026年6月5日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2025年8月26日提出の臨時報告書)

1. 提出理由

当社の主要株主である株式会社ホスピタルネットが、同社が保有する当社株式の一部を村田三郎(当社代表取締役)に譲渡したことにより、主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

主要株主の異動

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主でなくなるもの
株式会社ホスピタルネット
主要株主となるもの
村田 三郎

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

主要株主でなくなるもの
株式会社ホスピタルネット

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	20,052個	14.36%
異動後	8,239個	5.90%

主要株主となるもの
村田 三郎

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	2,928個	2.10%
異動後	14,740個	10.55%

(注) 1. 異動前の「総株主等の議決権に対する割合」は、2025年3月31日現在の総株主の議決権の数139,670個を基準に計算しております。

2. 総株主等の議決権の数に対する割合は小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

(3) 当該異動の年月日

2025年8月26日

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 1,057,959,911円
発行済株式総数 普通株式 13,996,942株

(2026年5月22日提出の臨時報告書)

1. 提出理由

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

2026年5月15日(取締役会決議日)

(2) 当該事象の内容

減損損失の計上

当社のLED&ECO事業及びSA機器事業に係る建物、土地において「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき減損処理を行い、減損損失を特別損失に計上いたしました。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、2026年3月期の連結決算において、減損損失25,631千円を特別損失に計上いたしました。

（2026年5月22日提出の臨時報告書）

1．提出理由

当社は2026年5月15日開催の監査役会において、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う監査公認会計士等の異動を行うことについて決議するとともに、同日開催の取締役会において、2026年6月26日開催予定の当社第92期定時株主総会に会計監査人選任の件を付議することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2．報告内容

(1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

清流監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

監査法人まほろば

(2) 異動の年月日

2026年6月26日（第92期定時株主総会開催予定日）

(3) 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月

2009年7月18日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人で監査法人まほろばは、2026年6月26日開催予定の第92期定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。同監査法人は、上場会社等監査人名簿の登録の拒否の通知を受け、当社はその旨の説明を受けました。これにより、同監査法人による当社の監査業務の継続が不可能となったため、2026年3月期の監査終了をもって会計監査人が異動することとなりました。当社の事業規模に適した監査法人と監査報酬の相当性について検討いたしました結果、清流監査法人を新たに会計監査人として選任するものであります。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する意見

1．退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ています。

2．監査役会の意見

妥当であると判断しております。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第91期)	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日	2025年6月30日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第92期中)	自 2025年4月1日 至 2025年9月30日	2025年11月10日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月23日

株式会社T Bグループ
取締役会 御中

監査法人まほろば
東京都港区

指定社員 公認会計士 土屋 洋 泰
業務執行社員
指定社員 公認会計士 赤坂 知 紀
業務執行社員

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社T Bグループの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社T Bグループ及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

商製品販売に係る収益認識(売上高の実在性及び期間配分の適切性)	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は継続的に営業損失や親会社株主に帰属する当期純損失を計上していることから、売上高をはじめとした業績回復の達成への誘因が高い状況にある。当該状況に伴う不正計上としては、売上高の架空計上や売上計上時期の操作などが考えられる。</p> <p>また会社の販売形態としては、仕入商品や製造品を販売代理店又は一般顧客へ出荷するものが大半である。</p> <p>よって、当監査法人は商製品販売に係る収益認識(売上高の実在性及び期間配分の適切性)を監査上の主要な検討事項とした。</p>	<p>当監査法人は、商製品販売に係る収益認識が適切になされているかを検証するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none">・商製品販売プロセスについて、内部統制の整備及び運用状況の評価を実施した。・必要と考えられる件数の取引を抽出し、契約書・注文書・出荷資料・納品書・請求書・入金管理資料等の証憑書類のうち各取引形態等に応じたものを確認することにより、取引記録の正確性を検証した。・取引の抽出は、無作為による抽出に加え、金額的重要性の高い取引や、分析的手続の結果必要と認められた取引等を特定項目として抽出した。・分析的手続は商製品種類別や得意先別等にて実施し、必要に応じて営業責任者や経営者に不明事項を詳細にヒヤリングし、追加で取引の検証を行った。・期末直近の売上取引については特に期間帰属の妥当性について留意した検証を実施した。・充分と判断するカバー範囲で売掛金の残高確認を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社T Bグループの2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社T Bグループが2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月23日

株式会社T Bグループ
取締役会 御中

監査法人まほろば
東京都港区

指 定 社 員 公認会計士 土 屋 洋 泰
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 赤 坂 知 紀
業 務 執 行 社 員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社T Bグループの2024年4月1日から2025年3月31日までの第91期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社T Bグループの2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

- ・ 商製品販売に係る収益認識（売上高の実在性及び期間配分の適切性）

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（商製品販売に係る収益認識（売上高の実在性及び期間配分の適切性））と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月10日

株式会社T Bグループ
取締役会 御中

監査法人まほろば
東京都港区

指定社員 公認会計士 井尾 仁 志
業務執行社員

指定社員 公認会計士 上 田 泰 司
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社T Bグループの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社T Bグループ及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは期中レビューの対象には含まれていません。